

文化芸術の振興に関する基本的な方針

—文化芸術資源で未来をつくる—

(第4次基本方針)



平成27年5月22日
閣議決定

《表紙の揮毫》

文化審議会会長

東京藝術大学学長 宮田 亮平

「習」

— 伝統と文化に習い

習成しつつ未来へ —



文化芸術の振興に関する基本的な方針について

〔 平成 27 年 5 月 22 日
閣 議 決 定 〕

政府は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針を別紙のとおり定める。

別紙

文化芸術の振興に関する基本的な方針

— 文化芸術資源で未来をつくる —

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)(以下「基本法」という。)の施行後、基本法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が策定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針(平成14年12月10日閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月9日閣議決定)、第3次基本方針(平成23年2月8日閣議決定)に続く、第4次となる本基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第3次基本方針を見直し、今後おおむね6年間(平成27年度～平成32年度)を見通して策定するものである。

本基本方針においては、第1で「社会を挙げての文化芸術振興」として、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応及び文化芸術振興の基本理念等を示した上で、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めている。

なお、本基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

目 次

前文 文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」へ	4
第1 社会を挙げての文化芸術振興	6
1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応	6
2 文化芸術振興の基本理念等	8
(1) 文化芸術振興の基本理念	8
(2) 文化芸術振興の意義	9
(3) 基本的視点	10
(4) 成果目標と成果指標	12
第2 文化芸術振興に関する重点施策	14
1 五つの重点戦略	14
重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援	14
重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象 とした文化芸術振興策の充実	15
重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承，地域振興等への活用	16
重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進	16
重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備	18
第3 文化芸術振興に関する基本的施策	19

1	文化芸術各分野の振興	19
	(1) 芸術の振興	19
	(2) メディア芸術の振興	19
	(3) 伝統芸能の継承及び発展	20
	(4) 芸能の振興	21
	(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及	21
	(6) 文化財等の保存及び活用	21
2	地域における文化芸術振興	22
3	国際交流等の推進	23
4	芸術家等の養成及び確保等	24
5	国語の正しい理解	25
6	日本語教育の普及及び充実	26
7	著作権等の保護及び利用	27
8	国民の文化芸術活動の充実	27
	(1) 国民の鑑賞等の機会の充実	27
	(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	28
	(3) 青少年の文化芸術活動の充実	28
	(4) 学校教育における文化芸術活動の充実	29
9	文化芸術拠点の充実等	29
	(1) 劇場、音楽堂等の活性化	29
	(2) 美術館、博物館、図書館等の充実	30
	(3) 地域における文化芸術活動の場の充実	31
	(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮	31
10	その他の基盤の整備等	32
	(1) 情報通信技術の活用の推進	32
	(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	32
	(3) 民間の支援活動の活性化等	32
	(4) 関係機関等の連携等	33
	(5) 顕彰	33
	(6) 政策形成への民意の反映等	33

前文 文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」へ

我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われてきた。

こうした日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、これを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を、更に強化していく必要がある。

また、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているなか、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

他方で、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。また、昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。文化芸術が生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも、求められている。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「2020年東京大会」という。）は、我が国の文化財や伝統等の価値を世界へ発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会である。

本基本方針は、文化芸術資源で未来をつくり、以下のような「文化芸術立国」の姿を創出していくための国家戦略となることを目指す。

— <我が国が目指す「文化芸術立国」の姿> —

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

第1 社会を挙げての文化芸術振興

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えている。こうした諸情勢の変化を踏まえて、社会を挙げての文化芸術振興が必要である。

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応

[地方創生]

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。

文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。2020年に向け、文化芸術を目的に訪日する外国人を大幅に増加させる。

[2020年東京大会]

2020年東京大会を文化の祭典としても成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスである。

ロンドン大会(2012年)の例では、大会の4年前である2008年から、英国のあらゆる地域で、音楽、演劇、ダンス、美術、映画、ファッション等の多角的な文化や魅力を紹介する文化プログラムが実施された。日本も、これらの例に学んで、2020年東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施する。

リオ大会(2016年)の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラム実施に向けた機運の醸成を図る。

[東日本大震災]

大震災の被災地は、人口減少・高齢化・産業の空洞化など、今の日本が抱える課題が顕著である。一方、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識された。このため、従前の状態に復旧するのではなく、復興を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造することが期待されている。

2020年東京大会観戦を目的とした訪日外国人が、力強く復興している東北地方を

訪問し、地域の文化芸術の魅力と一体となった復興の姿を体験してもらう機会を提供するなど、復興支援を進める。

また、「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)において、大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、人のつながりやコミュニティ機能の向上に資する地域の特性に応じた施策を推進するとされている点に留意する必要がある。

【グローバル化の進展】

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、それを世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっている。我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有する資産である。互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越えた人々の交流を推進することは、我が国が各国と連携していくに当たって大きな力となるものである。例えば、大学の徹底した国際化等により、グローバル化等に対応する人材の養成が行われているが、文化芸術分野においても、こうした取組を進める。

【情報通信技術の発展等】

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。一方、新たな社会的課題を惹起している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

2 文化芸術振興の基本理念等

基本法第2条に掲げられた下記(1)の八つの基本理念にのっとり、また、下記(2)の意義を十分に踏まえ、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施する。その際、上記1に示す時代認識等の下、特に、下記(3)の基本的視点に立つこととする。

(1) 文化芸術振興の基本理念

[文化芸術活動を行う者の自主性の尊重]

文化芸術は人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。

[文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上]

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮する。

[文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備]

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

[我が国及び世界の文化芸術の発展]

優れた文化芸術は、国民に深い感動や喜びをもたらすとともに、世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成して文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮する。

[多様な文化芸術の保護及び発展]

人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、その厚みを加えるものとなることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、その継承・発展を図る。

[各地域の特色ある文化芸術の発展]

各地域において人々の日常生活の中ではぐくまれてきた多様で特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることに鑑み、地域の人々により主体的な活

動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある発展を図る。

【世界への発信】

我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることに鑑み、広く世界へ発信されるよう、国際的な交流及び貢献の推進を図る。

【国民の意見の反映】

文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

(2)文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。

このような文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

(3) 基本的視点

[人的資源の源泉]

もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、ハードの整備からソフトへの支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

[公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性]

文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。

また、文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。

このため、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

[国際的な文化交流の必要性]

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や、文化芸術各分野における国際的な交流の推進は、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものであり、中国、韓国、ASEANといった東アジア地域等の日本と緊密な関係を有する国との間では、友好関係の深化にもつながるものである。このことを踏まえ、引き続き戦略的な施策の展開を図る必要がある。また、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

[社会への波及効果]

文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要である。また、新たな成長分野としての観点や世界における我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、官民連携によるオールジャパン体制で進められているクールジャパンの取組等については、これまでに実施してきた施

策の成果を基礎として、文化芸術等の「日本の魅力」をより戦略的・効果的に発信する必要がある。

[多様な主体による活動]

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない、その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

また、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、NPO・NGOを含む民間団体、企業、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

[地方公共団体における文化施策の展開]

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

[政策評価の必要性]

文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。

(4) 成果目標と成果指標

本基本方針の実施に伴う、2020年までの成果目標と成果指標を以下のように定める。

成果目標：国民の誇りとして「文化・芸術」が広く挙げられている。

成果指標：約6割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す。

- ・内閣府「社会意識に関する世論調査〔2014年1月〕」で、我が国の誇りとして、「すぐれた文化や芸術」と回答した国民の割合は50.5%。
(考え方：2008年の調査では、44.9%であり、6年間で5.6%上昇。その1.5倍程度の伸びを目標とする。)

成果目標：地域の文化的環境に対して満足する国民の割合が上昇している。

成果指標：約6割の国民が地域の文化的環境に満足すると回答することを目指す。

- ・住んでいる地域の文化的環境(鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備等)に対して満足していると回答した国民の割合は、52.1%。
(内閣府「文化に関する世論調査」〔2009年11月〕)
(考え方：2009年以前に同様の調査はないが、上記の国民の誇りの調査の伸びと同等を目指す。)

成果目標：寄附文化が醸成されている。

成果指標：国民の寄附活動を行う割合が倍増(約20%)することを目指す。

- ・過去1年間に文化芸術活動に関する寄附を行った割合は9.1%。(内閣府「文化に関する世論調査」〔2009年11月〕)
(考え方：我が国の寄附活動を行う割合が、諸外国と比較し特に少ないため、倍増という目標を掲げる。)

成果目標：文化芸術の鑑賞活動や創作活動等が広がっている。

成果指標：鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇，鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す。

- ・ホール，劇場，美術館及び博物館等で直近1年間に鑑賞活動をしたことがある者は，62.8%。(内閣府「文化に関する世論調査」〔2009年11月〕)
(考え方：2003年の調査では，50.9%であり，6年間で11.9%上昇。その1.5倍程度の伸びを目標とする。)
- ・直近1年間に，鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある者の割合は23.7%。
(内閣府「文化に関する世論調査」〔2009年11月〕)
(考え方：値が少ないため倍増を目指す。)

成果目標：世界の人々が日本文化の魅力を求めて訪日したり，情報にアクセスしたりする状況を創り出す。

成果指標：

- ① 訪日外国人旅行者数 2000万人を目指す。
- ② 海外発信サイト(文化遺産オンライン)への訪問回数が200万回/年となることを目指す。(平成23年度現在で101万回)
- ③ 日本の魅力を地域から発信する役目を果たす外国人を増やすため，在留外国人のうち，日本語学習者の割合を10%(現在の約1.5倍)とすることを目指す。(2012年は7%)

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 社会を挙げての文化芸術振興」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

1 五つの重点戦略

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- ◆ 従来の文化芸術活動における各分野の対象領域を超えて、日本と海外との多様な芸術交流により新たな舞台等の創造を推進するなど、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした方法による創造活動を推進するとともに、新たに創造された舞台等作品の国内外への発信を促す。
- ◆ 地方公共団体等による、地域の文化芸術団体、企業、NPO等の民間団体、大学等と連携した文化芸術政策の立案を促し、地域の文化芸術資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援する。
- ◆ アーティスト・イン・レジデンス等、国内外の芸術家を積極的に受け入れる取組を支援するとともに、劇場、音楽堂等、地域の核となる文化芸術拠点等において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。
- ◆ 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体その他関係者による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図る。また、海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すとともに、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を支援する。
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシルの本格導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
- ◆ 障害者の優れた芸術作品の所在や制作活動の現状把握や展示等を推進し、障害者の芸術活動の振興を図る。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

- ◆ 関係府省や企業等の民間団体との連携・協力の下、全国の公演や文化芸術イベント等の情報を国内外へ発信する体制について早急に必要な調査研究を行う。
- ◆ 2020年東京大会を見据えて、企業メセナ協議会が構築した基金をはじめ、民間団体等が設ける様々な基金への寄附等の協力を、民間企業等へ要請するとともに、企業等の文化芸術活動を促す等、民間からの多様な支援の方途を開く。

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の持続的な継承・発展を図る。また、全ての子供や若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子供や若者の育成を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充する等、若手をはじめとする芸術家等の育成に関する支援を充実する。また、将来の芸術家、鑑賞者や、伝承者にもつながる子供や若者の「創造力」と「想像力」を豊かにするため、子供の発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 子供たちのコミュニケーション能力の育成に資する文化芸術に関する体験型ワークショップをはじめ、学校における芸術教育を充実する。
- ◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材の育成・活用を充実する。
- ◆ 指定管理者制度の趣旨が適切に生かされるよう、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」等に基づき、事業内容の充実、専門的人材の育成・確保、事業の継続性の重要性等、運用に関する留意事項を周知し、理解の促進を図る。
- ◆ 無形文化財や民俗文化財、文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

重点戦略3:文化芸術の次世代への確実な継承,地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに,文化芸術を次世代へ確実に継承する。また,文化芸術の地域振興,観光・産業振興等への活用を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて,計画的に修復,防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ,文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ,多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い,広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また,文化財建造物,史跡,博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を,その価値の適切な継承にも配慮しつつ,地域振興,観光・産業振興等に活用するための取組を進める。
- ◆ 「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みを新たに創設し,歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど,地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- ◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や,文化財登録制度等の活用により,文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ◆ 地方公共団体等と連携して,我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに,登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- ◆ 水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに,地方公共団体の取組を促す。

重点戦略4:国内外の文化的多様性や相互理解の促進

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに,文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより,文化芸術水準の向上を図るとともに,我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術，美術品等の海外公演・出展，国際共同制作等への支援を充実するとともに，各専門分野の芸術家，文化人等による海外での講演，実演等，世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに，メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館や博物館，劇場，音楽堂等，大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 貴重な各種文化芸術資源を継承し，次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため，映画，舞台芸術，アニメ，マンガ，ゲーム，デザイン，写真，建築，文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進するとともに，国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。特に，メディア芸術について，関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより，情報拠点を構築し，我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。
- ◆ 外国人芸術家の積極的受入れなど，各地域において取り組まれている国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンス等）を支援することで，日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する。
- ◆ 地域の文化施設や歴史的建造物等を生かしたユニークベニュー^{*1}の公開・活用の取組を，我が国へのMICE^{*2}誘致や開催の魅力として位置付ける取組として支援する。
- ◆ 人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として，我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 東アジア各国との相互理解を促進するため，東アジア文化都市等の取組や若い世代の芸術家等の交流，関係府省，独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等と連携した国際文化交流を推進する。
- ◆ 日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化するなど，日本語教育を推進する。

*1 <ユニークベニュー>

歴史的建造物，文化施設や公的空間等で，会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

*2 <MICE>

Meeting(企業等のミーティング)，Incentive(企業等の報奨・研修旅行)，Convention(国際会議)，Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。

重点戦略5:文化芸術振興のための体制の整備

重点戦略1から重点戦略4までに掲げた各施策を着実に講じていく文化振興のための施設・組織等の体制の整備を行う。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- ◆ 『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』（平成26年6月13日閣議決定）に基づく取組を推進する。
- ◆ 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- ◆ デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 芸術文化の振興のための課題を明確化し、その解決を図るための取組を行うとともに、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるための日本版アーツカウンシル(専門家による助言、審査、事後評価、調査研究等の機能)の本格導入について、現在、独立行政法人日本芸術文化振興会において実施されている試行的な取組の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場、音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など、優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。

(2) メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は、

我が国の文化芸術振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を発揮するものであることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を支援するとともに、文化施設、大学等の連携・協力により実施する共同事業を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るため、国際的な評価の高まりを踏まえながら、その製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作に対する支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管等を推進する。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承し、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。その際、施設間の連携・協力を一層推進するとともに、各地域の文化施設等との緊密な連携・協力を努める。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 古典の日に関する法律(平成 24 年法律第 81 号)に基づき、古典の日(11 月 1 日)における行事の実施や、古典の日を契機とした学習及び教育の機会の整備等に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ、芸能の創造活動、人材育成及び普及活動に対して、重点的な支援等を行う。
- 国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

(5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、居住する地域等にかかわらず広く普及し、国民がそれらに身近に親しめるような環境整備を図る。

(6) 文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境を一体のものとして保存・活用を図る。

- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。
- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い、新たに整備される施設において、適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備の促進に努める。
- 我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型等)のうち、学術的、歴史的、芸術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。

2 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊

かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。
- 国際色豊かな独自の文化を育んでいる沖縄の文化の振興のため、「沖縄振興基本方針」(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)に基づく取組を進める。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成 9 年法律第 52 号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定)に基づく取組を推進する。

3 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで、世界の人々の興味・関心を惹き付ける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

その際、文化分野における国際的な対話、交流年に係る取組及び東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに、関係府省、独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力に努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ、我が

国の優れた文化芸術の海外公演や海外展、海外の優れたフェスティバルへの参加・出展、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、多様で国際的な事業の展開を進める。

- 我が国の優れた文化財を海外に広く紹介するため、海外の美術館・博物館と協力し、海外において日本古美術品の展覧会を開催することにより、文化財を通じた国際交流を推進する。
- 国際的な文化芸術拠点を形成し、海外の芸術家等が我が国に滞在する機会を促進するため、我が国各地域で開催される発信力のある国際芸術フェスティバル等に対して継続的に支援を行い、国際文化交流を推進する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため、東アジア各国の創造都市の参加を得て、特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど、東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を発揮するメディア芸術について、関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより情報拠点を構築し、我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。
- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、日本文学作品の翻訳者の育成に努めるとともに、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 97 号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。

4 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外研修や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。

- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者，文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者，舞台技術者・技能者，美術館，博物館における学芸員・各種専門職員，地方公共団体の文化政策担当者等，幅広い人材の養成及び確保，資質向上のための研修を充実させ，文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 文化芸術団体，劇場，音楽堂等，教育機関等の関係機関が連携し，計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 芸術系大学等が有する教員や教育研究機能，施設・資料等，様々な資源を活用して，アートマネジメント人材の育成を図るとともに，大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ，十分に発揮し，自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう，芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や，社会的な役割に関する理解の促進，社会的，経済的及び文化的地位の向上に努める。

5 国語の正しい理解

言葉は，論理的思考力，想像力，表現力などの基盤であり，意思疎通の手段であると同時に，その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の果たす役割や重要性を踏まえ，個々人はもとより，社会全体としてその重要性を認識し，国語に対する理解を深め，生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的実施し，調査の結果を広く周知するとともに，国語の改善に関する施策の検討等を行い，国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 常用漢字表(平成 22 年内閣告示第 2 号)及び関連指針(「異字同訓」の漢字の使い分け例(平成 26 年文化審議会国語分科会報告)等)の普及を図る。
- 敬語に関して，具体的な指針の普及を図るとともに，「言葉遣い」や「コミュニケーションの在り方」について検討し，その成果の普及を図る。
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について，その実態を把握するとともに，言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い，その成果の普及等を通じて，消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。
- 学校教育において，全ての教科の基本となる国語力を養うとともに，我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるようその一層の充実を

図る。

- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。
- 「子供の読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子供の自主的な読書活動を推進するため、読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」(平成17年法律第91号)に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語(いわゆる片仮名言葉)の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、公用文書等では、国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

6 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修、日本語教育に関する地域における連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教

材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

7 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)及び「知的財産推進計画」(知的財産戦略本部決定)に沿って、その適切な保護及び公正な利用を図るため、次の施策を講ずる。

- デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度上の課題等について総合的な検討を行い、必要に応じて法制度の整備を行う。また、その的確な運用、著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施、著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 権利者不明著作物の活用等、アーカイブ化の促進のための方策を検討し必要な措置を講ずる。
- 情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから、対象者別セミナーの開催、学校教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、侵害国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。

8 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

(1) 国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。

- 国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に対する関心を喚起したり、文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。

(2)高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等を推進し、障害者の芸術活動の振興を図る。
- 文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

(3)青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、子供たちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、地方公共団体や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。
- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動を充実させることにより、子供たちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。
- 土曜日や放課後等においても、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力を得て行われる文化芸術に関する活動を支援することにより、子供たちの文化芸術などに対する理解を育む取組を促進する。

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- 様々な学習機会を活用し、文化芸術に関する体験学習などの文化芸術に関する教育や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- 子供たちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科等の授業や部活動等において、優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる人々等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。
- 授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりするなど、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

9 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の活性化

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場であるとともに、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに、劇場、音楽堂等は、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する役割も期待されている。

このような認識に基づき、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号)及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年文部科学省告示第60号)を踏まえ、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立ちつつ、次の施策を講ずる。

- 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等において、設置目的及び運営方針を踏まえて質の高い事業が実施され、多彩な実演芸術に触れる機会が提供されるよう、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、関係機関との連携・協力を促し、劇場、音楽堂等の事業を支援する。

- 各地域の劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、また、公の施設の管理運営等に関し、それぞれの施設の設置目的等に応じ、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、多様な手法を活用してサービスの質の向上が図られるよう必要な情報提供を行う。
- 劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成・確保や職員の資質向上の取組への支援、情報提供等を充実するとともに、劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力を促進する。
- 実演芸術に親しむ機会を広く提供するための事業や、教育機関、福祉施設、医療機関等と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず社会参加の機会を拡充する観点から実施される取組を支援する。

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーションを通じた絆づくり、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。
- 地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・

保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。

- 美術館、博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善を進める。
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携の促進に努める。
- 人口過少地域における博物館や図書館等の活動の活性化を図るため、情報通信技術の活用により、遠隔地間の連携による研修や遠隔講座等の実証研究を行う。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和がとれたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

10 その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への発信等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子供たちが理解しやすいものとするにも留意する。
- メディア芸術祭等において、科学技術の活用等を通じた文化芸術振興に関する取組を推進する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存(アーカイブの構築)及び活用方法について検討を行い、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し、国と民間、国と地方公共団体との役割分担を図りつつ、国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間(企業、団体、個人等)の支援を促進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄附文化を醸成するべく努める。
- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化

芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。

(4)関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ、文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため、次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。

(5)顕彰

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(個人・団体)や、文化芸術振興に寄与した者(個人・団体)に対して積極的に顕彰を行う。

(6)政策形成への民意の反映等

文化芸術振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要であることから、次の施策を講ずる。

- 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- 文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。

参 考

目 次

1.	文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— （第4次基本方針）ポイント	1
2.	文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— （第4次基本方針）ポイント（英文仮訳）	3
3.	第4次基本方針の策定経緯	
	・文化審議会における審議経過	5
	・諮問文	7
	・答申文	13
	・文化審議会委員名簿	14
	・文化審議会文化政策部会委員名簿	16
	・文化審議会文化政策部会答申起草に向けたワーキング・グループ名簿	18
4.	文化芸術振興基本法	19

文化芸術の振興に関する基本的な方針 —文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針)ポイント

<今回の改訂のポイント>

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間(平成27年度～平成32年度)
- 第3次方針策定時(平成23年2月)以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示(地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等)
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ✓あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ✓2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ✓被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ✓文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合(2014年1月:50.5%→2020年に約6割へ)
地域の文化的環境に対して満足する国民の割合(2009年11月:52.1%→2020年に約6割へ)
寄付活動を行う国民の割合(2009年11月:9.1%→2020年に倍増へ)
鑑賞活動をする国民の割合(2009年11月:62.8%→2020年に約8割へ)
文化芸術活動をする国民の割合(2009年11月:23.7%→2020年に約4割へ)
訪日外国人旅行者数(2014年:1,341万4千人→2020年に2000万人へ)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- ✓地方創生:文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に!
- ✓2020年東京大会:全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- ✓東日本大震災からの復興:文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ✓文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

第2 文化芸術振興に関する重点施策

文化芸術振興のための5つの重点戦略を定める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

- ✓芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ✓日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ✓地域の多様な主体による文化政策の立案
- ✓国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ✓文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携
- ✓日本版アーツカウンシル
- ✓障害者の芸術活動の振興
- ✓衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ✓全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ✓2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請、民間企業等の活動の促進

重点戦略2: 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ✓子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ✓学校における芸術教育の充実
- ✓雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ✓指定管理者制度の理解の促進
- ✓伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

重点戦略3: 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ✓文化財の適切な状態での保存・継承
- ✓文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ✓「日本遺産(Japan Heritage)」認定の仕組みの創設
- ✓歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ✓ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ✓水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

重点戦略4: 国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ✓日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ✓国内外の国際的芸術イベントの充実
- ✓文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ✓デジタルアーカイブ化(映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等)の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信
- ✓日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ✓文化施設等をユニークベニュー(*1)として公開・活用し、MICE(*2)の誘致や開催
(*1)ユニークベニュー: 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。
(*2)MICE: Meeting(企業等のミーティング), Incentive(企業等の報奨・研修旅行), Convention(国際会議), Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。
- ✓我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ✓東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ✓外国人に対する日本語教育の推進

重点戦略5: 文化芸術振興のための体制の整備

- ✓国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ✓『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ✓文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ✓デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策を定める。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興 | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進 | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解 | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等 | 10 その他の基盤の整備等 |

Basic Policy on the Promotion of Culture and the Arts

- Creating the future with cultural and artistic resources - 4th Basic Policy outline

<Revised points>

- The period: about six years (FY2015 to FY2020)
- Make clear cultural policies that have taken in to account the changes of the situation after the 3rd Basic Policy development (Feb 2011) (Regional revitalization, Tokyo 2020 Games, the Great East Japan Earthquake, etc.)
- Make clear the form of our country aims *Nation Based on Culture and the Arts*

【What is Nation Based on Culture and the Arts?】

- ✓ Providing opportunities for **all people** to participate in creative activities and experience appreciation of culture and arts
- ✓ Nationwide **Cultural Programs** triggered by the Tokyo 2020 Games
- ✓ Let the world know the reconstruction of the affected areas **along with the charm of the regional culture and arts**
- ✓ **Create more jobs and industries** that relate to culture and the arts

- Present targets and performance indicators to realize *Nation Based on Culture and the Arts*

【Targets and performance indicators】

The percentage of people citing *Culture and Arts* as the pride of Japan (Jan 2014, 50.5% → 2020, **about 60%**)
 The percentage of people satisfied with their local cultural environments (Nov 2009, 52.1% → 2020, **about 60%**)
 The percentage of people who donate (Nov 2009, 9.1% → 2020, **about 20%**)
 The percentage of people who are in art appreciation activities (Nov 2009, 62.8% → 2020, **about 80%**)
 The percentage of people who are in cultural and artistic activities (Nov 2009, 23.7% → 2020, **about 40%**)
 Foreign travelers (2014, 13.414million people → 2020, **20 million people**)

1. Nationwide promotion of culture and the arts

- ✓ Regional revitalization: Strategically using culture and the arts, landscape etc. as regional resources to **kick start Regional revitalization**
- ✓ 2020 Tokyo Games: **Organizing Cultural Programs** nationwide for many people
→ After the 2016 Rio Games, internationally enhance the Olympic Movement, building momentum
- ✓ Reconstruction from the Great East Japan Earthquake: **Create a New Tohoku** that can be a role model to the world with its cultural and artistic charm
- ✓ Classifying public support for culture and the arts as a strategic investment, **emphasizing support for culture and the arts promotion**

2. Priority Measures Related to the Promotion of Culture and the Arts

The Five priority strategies for the Promotion of Culture and the Arts.

Priority Strategy 1: Effective support for cultural and artistic activities

- ✓ Conducting focused support towards creative activity that can be a driving force to improve the standard of art.
Support the creation of world-class culture and art that can represent Japan
- ✓ **Variety of artistic exchanges between Japan and overseas** etc., elaborate and strategic promotion of creative activities while taking in to consideration the characteristics of each field
- ✓ Planning of cultural policy by **various subjects of the region**
- ✓ Support efforts to accept regional and international artists
- ✓ Enhance and strengthen the national network of the **Cultural and Artistic Creative City**. Cooperation between tourism and industrial development
- ✓ **A Japanese Arts Council**
- ✓ Promotion of artistic activities for people with disabilities
- ✓ Promotion of *Culture of Life*, culture related to food, clothing and shelter
- ✓ **Dissemination of information** such as national performances and cultural and artistic events
- ✓ **Cooperation request for funds** related to the 2020 Tokyo Games, promotion of activities by private companies

Priority Strategy 2: Enhancement of human resources that create and support culture and the arts, as well as enhancement of promotional measures for culture and the arts aimed at children and young people

- ✓ Development of *Imagination* and *Creativity* of children and young people
- ✓ Enhancement of arts education in *school*
- ✓ Development and utilization of professional human resources to support the management of cultural and artistic activities and facilities, as part of *increasing the number of jobs*
- ✓ Promoting the understanding of the Designated Manager System
- ✓ Support for traditional techniques and skills to support the traditional culture

Priority Strategy 3: Ensuring the inheriting of culture and the arts by the next generation, used towards regional development and others

- ✓ Conserving and passing down cultural property
- ✓ Regional development and tourism promotion by *the active use of cultural property*
- ✓ The creation of *the Japan Heritage* certification mechanism
- ✓ Overall preservation and use of cultural properties of regions, using basic historical and cultural concepts
- ✓ Promoting recommendations and registration to *the World Cultural Heritage and Intangible Cultural Heritage of UNESCO*
- ✓ Study of the preservation and use of *Underwater Cultural Heritage*

Priority Strategy 4: Promotion of national and international cultural diversity and mutual understanding

- ✓ Overseas expansion of Japanese art works, artists and people of culture
- ✓ Enhancement of international art events
- ✓ Enhancement of activities and contents of cultural exchange at cultural institutions and universities
- ✓ Studying the promotion of *Digital Archiving* (of movies, performance art, anime, manga, games, design, photography, architecture, cultural heritage, etc.) and cross-sect development, widely advertising the media art of Japan abroad
- ✓ Promotion of *centers for cultural creation and international dissemination throughout Japan*
- ✓ Using cultural facilities as a *Unique Venue* (* 1), to attract and hold MICE (* 2)
 - (* 1) Unique Venue: A venue which is a historic building, a cultural facility or a public space that is possible to produce a uniqueness or regional characteristics, and is also possible to hold meetings and receptions.
 - (* 2) MICE: Meeting, Incentive, Convention, and Exhibition/Event of companies and groups.
- ✓ Promotion of *international cooperation*, using advanced knowledge, technology and the experience of Japan in the cultural *heritage protection* field
- ✓ Promotion of *Culture City of East Asia* programs, such as *exchanges of young artists* in East Asia
- ✓ The promotion of Japanese language education for foreigners

Priority Strategy 5: Establishing a system for the Promotion of Culture and the Arts

- ✓ Enhancement of the functions of *nationally owned museums and theaters*
- ✓ Promotion of initiatives based on the *Basic Policy on maintenance and management of 'a space as a symbol of ethnic coexistence'* in order to *promote the reconstruction of Ainu culture*
- ✓ *Collection of basic data* and *researches* that contribute to the formation of cultural policies
- ✓ *Development of a copyright system* that corresponds to our digital network society

3. The Basic Measures for Promotion of Culture and the Arts

Defining the specific measures for each of the following matters, based on the basic philosophy of culture and arts promotion as stated in the Basic Act on the Promotion of Culture and the Arts

- 1: Promotion in each area of culture and the arts
- 2: Promotion of culture and the arts in local areas
- 3: Promotion of international exchange
- 4: Cultivating and securing artists
- 5: Understanding the Japanese language correctly
- 6: Dissemination and enhancement of Japanese language education
- 7: Protection and use of copyrights
- 8: Enhancement of the cultural and artistic activities for the people
- 9: Enhancement of culture and arts centers
- 10: Development of other infrastructures

文化審議会における審議経過

平成 26 年 3 月 28 日 文化審議会総会（第 14 期第 1 回）

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（諮問）

平成 26 年 5 月 15 日 文化政策部会（第 12 期第 1 回）

- 部会長の選任等
- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（自由討議）

平成 26 年 5 月 29 日 文化政策部会（第 12 期第 2 回）

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（委員からの意見発表/自由討議）

平成 26 年 6 月 16 日 文化政策部会（第 12 期第 3 回）

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（委員からの意見発表/自由討議）

平成 26 年 7 月 3 日 文化政策部会（第 12 期第 4 回）

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（委員からの意見発表/自由討議）
- 各分科会等からの審議経過報告
- 文化政策部会におけるこれまでの議論の審議経過報告

平成 26 年 7 月 24 日 文化審議会総会（第 14 期第 2 回）

- 「審議経過報告」とりまとめ（文化政策部会からの報告）

平成 26 年 8 月 6 日 文化政策部会（第 12 期第 5 回）

- 文化芸術関係団体等からのヒアリング①

- ・公益社団法人 日本演奏連盟
- ・コミック・マーケット準備会事務局
- ・独立行政法人 国際観光振興機構

平成 26 年 9 月 1 日 文化政策部会（第 12 期第 6 回）

- 文化芸術関係団体等からのヒアリング②

- ・公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
- ・全国美術館会議
- ・NPO 法人 映像産業振興機構
- ・一般社団法人 日本レコード協会
- ・NPO 法人 デザインアソシエーション

- 答申起草に向けたワーキング・グループ設置について

平成 26 年 10 月 27 日 文化政策部会（第 12 期第 7 回）

- 文化芸術関係団体等からのヒアリング③

- ・公益社団法人 日本観光振興協会
- ・一般社団法人 茶道裏千家淡交会
- ・公益社団法人 全国公立文化施設協会
- ・全国伝統的建造物群保存地区協議会
- ・一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構

- 現行（第 3 次）の基本方針の進捗状況の確認

平成 26 年 11 月 10 日 文化政策部会（第 12 期第 8 回）

- 文化芸術関係団体等からのヒアリング④／論点整理

- ・独立行政法人 国際交流基金
- ・八戸市
- ・小田原市
- ・NPO 法人 アート NPO リンク

- 現行（第 3 次）の基本方針の進捗状況の確認

平成 26 年 12 月 1 日 文化政策部会 答申起草ワーキング・グループ（第 1 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の構成についての審議

平成 26 年 12 月 15 日 文化政策部会 答申起草ワーキング・グループ（第 2 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の構成についての審議

平成 27 年 1 月 19 日 文化政策部会（第 12 期第 9 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

平成 27 年 2 月 4 日 文化政策部会 答申起草ワーキング・グループ（第 3 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

平成 27 年 2 月 18 日 文化政策部会 答申起草ワーキング・グループ（第 4 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

平成 27 年 3 月 2 日 文化政策部会（第 12 期第 10 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

平成 27 年 3 月 16 日 文化審議会総会（第 14 期第 3 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

国民からの意見募集（3 月 23 日～4 月 3 日）

平成 27 年 3 月 30 日 文化審議会総会（第 15 期第 1 回）

- 次期（第 4 次）基本方針答申案の審議

平成 27 年 4 月 16 日

文化審議会総会（第 15 期第 2 回）・文化政策部会（第 13 期第 1 回） 合同会議

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について（答申）

25 庁房第367号
平成26年諮問第21号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について
－「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」の策定に
向けて－

平成26年3月28日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

文化芸術は、過去から現在、そして、未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えるものであるとともに、経済や国際協力をはじめ我が国の全ての営みの基盤にもなるものとして、極めて重要であると認識しております。

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く状況にも大きな影響を与えております。人口減少社会が到来し、特に、地方においては過疎化や少子化といった課題が指摘されており、地域に根付く有形・無形の文化財、芸術文化、生活文化等を生かしながら地域コミュニティの振興を図ることや、文化芸術を担う人材を育成していくことが求められております。また、グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交う中で、文化芸術による創造的な活動や対話を通じ、国籍を超えた相互交流を行うことにより、多様な価値観やアイデンティティを尊重し合うことの意義が指摘されております。さらに、情報通信技術の急速な発展と普及は、人々の生活に利便性をもたらす一方、人間関係の希薄化等の社会的課題や、人々の知的コンテンツ利用の在り方の変化に伴う著作権侵害の深刻化といった問題も発生しております。こうした諸課題等に対して、文化芸術の果たす役割について考えていく必要があります。

平成23年3月11日には、東日本大震災が発生しました。大震災は、文化と人間、社会との関わりについて考え直す契機となりました。各地域における取組や全国的な活動の成果や課題も踏まえつつ、引き続き、復興に向けてどのような文化政策を講じていくべきかについても考えていく必要があります。

我が国においては、世界に誇るべき有形・無形の文化財があまた存在しており、また、ポップカルチャー等の現代文化も活力に満ちています。さらには、地域に根付いた祭りや踊り等に参加する伝統があり、日常においても、稽古事や趣味等を通じて様々な文化芸術体験が盛んに行われております。

こうした「日本の文化力」は、世界に誇る我が国の最大の資産であると考えております。この資産を維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身はその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を、更に強化していく必要があります。

昨年9月には、2020年に開催するオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定されました。私は、この2020年には、文化芸術においても、「日本の文化力」という資産が大いに生かされて、文化を通じた世界の人々の往来、交流を生み出し、日本が「世界の文化交流のハブ」になることを目標にしたいと考えております。

このため、2020年に向けて、日本の文化基盤の計画的整備を行い、同年には、全国の自治体や、多くの芸術家等関係者と共に、日本全国津々浦々で文化イベントが行われている状態を作り出したいと考えております。さらに、その後もこうした姿を継承・発展させ続けることで、真の「文化芸術立国」を目指すという構想を描いております。

その道筋や構想を、私の考えとして、本日、「文化芸術立国中期プラン」としてお示ししております。これを一つの素材として、第14期文化審議会の発足に当たり、上記の目標に向けて具体的に、第4次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定を念頭に、

文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

(1) 2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点について
まず第一に、2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点について、御審議をお願いいたします。

具体的には、①我が国古来の伝統文化、伝来の文化、衣食住に関わる基層の文化、メディア芸術、現代アート、ポップス等の言わば現代的な文化芸術など、今日における我が国の多様な文化活動について、内外への訴求力や社会の他分野への波及効果をも考慮しつつ、それぞれを更に発展させ、活用するための方策を講じること、②従来の文化芸術における各分野の対象領域を超えて、日本の伝統文化と現代的な文化芸術とを組み合わせた新たな日本文化の創造を推進するとともに、新たに創造された日本文化の良さを世界に発信していくこと、③関係府省間の連携・協働を推進することで、領域横断的な文化芸術振興を効果的に図っていくこと、④民間（企業、団体、個人等）からの多様な支援の方途を開いていくこと等、これまでの着想や手法を超えた、「国家戦略」としての文化振興方策の基本的視点について、御審議をお願いいたします。

(2) 創造力等の豊かな子供や若者、文化芸術を創造し支える人材の育成について

第二に、文化芸術の振興の柱の一つである「人をつくる」ための施策についてであります。

具体的には、①学校等での文化芸術体験の推進等、将来の芸術家、鑑賞者や、伝承者の育成にもつながる子供や若者の「創造力」と「想像力」を豊かにする施策や、②文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材の育成・活用を充実させることで、国民が文化芸術を

より身近に感じることができるようにするための施策，③高度な芸術家養成，伝統文化や文化財保存技術の後継者や伝承者の養成のための施策等，文化芸術活動を提供する人の育成に関する施策，④現代を代表する様々な活力に満ちた芸術文化活動の支援策等，文化芸術活動を提供する人や鑑賞する人の育成に関する施策全般等について，その振興策の御議論をお願いいたします。

（３）文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用等について
第三に，文化芸術の振興の柱の一つである「地域を元気にする」ための施策についてであります。

具体的には，①地域の宝である有形・無形の文化財を一体として保存・活用するための支援策や，防災対策等を抜本的に強化するための施策，②地域自らが有形・無形の文化財及び芸術文化を活用し，それを生かしたまちづくりを推進するための施策や劇場，音楽堂等・美術館・博物館など地域の文化拠点の機能強化への支援，③東日本大震災からの復興の支援のための施策や全国の自治体等における文化財保護に係る非常災害対応の整備等，日本各地の「文化力」による地域振興のための施策全般について，その振興策の御議論をお願いいたします。

（４）文化発信と国際交流の推進について

第四に，文化芸術の振興の柱の一つである文化発信と国際交流の推進のための施策についてであります。

具体的には，①メディア芸術，現代アート等の発信強化のための方策，②日本の有形・無形の文化財や文化財保存技術，さらに，衣，食，住にわたる生活文化や日本語の海外発信の強化のための施策や，③我が国の文化芸術の注目度を高める質の高い国際芸術交流等を推進するための施策等，文化発信・国際交流の推進を目指すための施策全般について，その振興策の御議論をお願いいたします。

(5) 文化振興のための体制の整備について

最後に、文化振興のための体制の整備についてであります。

具体的には、国立文化施設の機能強化、日本の強みを生かす拠点づくりの推進、文化政策に関する調査研究機能の強化等、上記で掲げている各施策を着実に推し進めるための施設・組織、制度等の体制の整備の在り方について、御議論をお願いいたします。

以上の5点が、中心的に御審議をお願いしたい事項であります。さらに、最近の文化芸術を取り巻く新たな課題として、特に関心が高まっている諸分野、例えば、文化関係資料のアーカイブの構築、劇場、音楽堂等の文化芸術拠点の強化、生活文化の振興、文化芸術創造都市への支援等も含め、文化芸術全般にわたり必要な事項について広く御審議をいただきたいと考えております。

27 文文審第1号

平成27年4月16日

文部科学大臣

下村 博文 殿

文化審議会会長

宮田 亮平

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）について」（答申）

本審議会は、平成26年3月28日に文部科学大臣から「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」の策定に向けて諮問を受け、審議を進めてまいりました。このたび、次のとおり結論を得ましたので、答申します。

第 14 期文化審議会委員名簿

(平成 26 年 3 月 20 日現在)

いしがみ 石上	えいち 英一	東京大学名誉教授
いとう 伊東	すけろう 祐郎	東京外国語大学教授
いわさわ 岩澤	ただひこ 忠彦	一般財団法人NHK放送研修センター常務理事・日本語センター長
おおぶち 大渕	てつや 哲也	東京大学大学院教授
かわしま 河島	のぶこ 伸子	同志社大学教授
かんざき 神崎	のりたけ 宣武	旅の文化研究所長
くまくら 熊倉	すみこ 純子	東京藝術大学教授
こもだ 薦田	はるこ 治子	武蔵野音楽大学教授
こんのみさこ 紺野美沙子		女優，国連開発計画親善大使
さこだくみこ 迫田久美子		人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究・情報センター長
すずき 鈴木	のりお 規夫	前東京文化財研究所長
たかはし 高橋	やすお 康夫	花園大学教授
どうがうちまさと 道垣内正人		早稲田大学大学院教授，弁護士
とくら 都倉	しゅんいち 俊一	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会会長，昭和音楽大学客員教授
どひ 土肥	かずふみ 一史	日本大学大学院教授
にしむら 西村	ゆきお 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
まぶち 馬渕	あきこ 明子	(独) 国立美術館理事長，国立西洋美術館長
みやた 宮田	りょうへい 亮平	東京藝術大学長
やすみりえ やすみりえ		川柳作家
ゆあさまなみ 湯浅真奈美		ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

※任期は平成 26 年 3 月 20 日～平成 27 年 3 月 19 日の 1 年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

第 15 期文化審議会委員名簿

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

いとう 伊東	すけろ 祐郎	東京外国語大学教授・留学生日本語教育センター長
いざわ 岩澤	ただひこ 忠彦	一般財団法人NHK放送研修センター常務理事・日本語センター長
おおつか 大塚	ひであき 英明	日本大学教授
おおぶち 大渕	てつや 哲也	東京大学大学院教授
かめい 亀井	のぶお 伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
くまくら 熊倉	すみこ 純子	東京藝術大学教授
こもだ 薦田	はるこ 治子	武蔵野音楽大学教授
こんのみさこ 紺野美沙子		女優，国連開発計画親善大使
さこだくみこ 迫田久美子		人間文化研究機構国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター教授
さとう 佐藤	まこと 信	東京大学大学院教授
たかはし 高橋	やすお 康夫	花園大学教授，京都大学名誉教授
どうがうちまさ 道垣内正人		早稲田大学大学院教授，弁護士
とくら 都倉	しゅんいち 俊一	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会会長，昭和音楽大学客員教授
どひ 土肥	かずふみ 一史	日本大学大学院教授
にしむら 西村	ゆきお 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
はやし 林	ふみこ 文子	横浜市長
まぶち 馬淵	あきこ 明子	独立行政法人国立美術館理事長，国立西洋美術館長
みやた 宮田	りょうへい 亮平	東京藝術大学長
やすみりえ やすみりえ		川柳作家
ゆあさ 湯浅	まなみ 真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

※任期は平成 27 年 3 月 20 日～平成 28 年 3 月 19 日の 1 年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会第12期文化政策部会委員

(平成26年7月1日現在)

赤坂 憲雄	学習院大学教授, 福島県立博物館長
太下 義之	(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
大林 剛郎	(株)大林組代表取締役会長, (一社)日本経済団体連合会経済外交委員会共同委員長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学教授
加藤 種男	(公社)企業メセナ協議会代表理事専務理事
河島 伸子	同志社大学教授
熊倉 純子	東京藝術大学教授
紺野美沙子	女優, 国連開発計画親善大使
佐々木雅幸	同志社大学特別客員教授
相馬 千秋	アートプロデューサー
武内 紀子	(株)コングレ代表取締役社長
仲道 郁代	ピアニスト, 桐朋学園大学教授, 大阪音楽大学特任教授
野村 萬斎	狂言師, 世田谷パブリックシアター芸術監督
林 文子	横浜市長
平田 大一	(公財)沖縄県文化振興会理事長
増田 宗昭	カルチャ・コンビニエンス・クラブ(株)代表取締役社長兼CEO
馬淵 明子	(独)国立美術館理事長, 国立西洋美術館長
黛 まどか	俳人
宮田 亮平	東京藝術大学長
三好 勝則	アーツカウンシル東京機構長, 工学院大学特任教授
山下 裕二	明治学院大学教授, 山種美術館顧問, 美術史家
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所研究理事

文化審議会第13期文化政策部会委員

(平成27年3月30日現在)

赤坂 憲雄	学習院大学教授, 福島県立博物館長
太下 義之	(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
大林 剛郎	(株)大林組代表取締役会長, (一社)日本経済団体連合会経済外交委員会共同委員長
大南 信也	NPO法人グリーンバレー理事長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学教授
加藤 種男	(公社)企業メセナ協議会代表理事専務理事
亀井 伸雄	(独)国立文化財機構 東京文化財研究所長
河島 伸子	同志社大学教授
熊倉 純子	東京藝術大学教授
紺野美沙子	女優, 国連開発計画親善大使
佐々木雅幸	同志社大学特別客員教授
信田阿芸子	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構 国際ディレクター
柴田 英杞	(公社)全国公立文化施設協会事務局参与, 出雲市芸術文化振興アドバイザー
武内 紀子	(株)コングレ代表取締役社長
仲道 郁代	ピアニスト, 桐朋学園大学教授, 大阪音楽大学特任教授
南條 史生	森美術館長
長谷川祐子	東京都現代美術館チーフキュレーター, 多摩美術大学教授
林 文子	横浜市長
増田 宗昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)代表取締役社長兼CEO
馬淵 明子	(独)国立美術館理事長, 国立西洋美術館長
宮田 亮平	東京藝術大学長
三好 勝則	アーツカウンシル東京機構長
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所 研究理事

文化審議会文化政策部会 答申起草に向けたワーキング・グループ名簿

熊倉 純子 委員 東京藝術大学教授

湯浅真奈美 委員 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

太下 義之 臨時委員 (株)三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
芸術・文化政策センター主席研究員／センター長

片山 泰輔 臨時委員 静岡文化芸術大学教授

吉本 光宏 臨時委員 (株)ニッセイ基礎研究所 研究理事

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日 法律第148号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に

関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。
- 五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

